

2017年春闘

すべての企業で 大幅賃上げの実現を

全労働者の
38%が
非正規雇用

5年間で
実質賃金は
約18%も減少

苦しむ
国民・
労働者

労働者

伸びない
消費支出

国民負担率(所得に対する
税と社会保障費の割合)は
過去最高

2017年春闘では、各経営が先行き不透明な事業環境を強調し、労働者の期待する賃上げに応えようとしていません。景気回復を実感でき、消費を拡大させるためにも、大幅賃上げが必要です。

金融機関の春闘はこれからが山場になります。私たち金融共闘は、多くの労働者と連帯して大幅賃上げの実現をめざしてたたかいます。

2017年春闘で
求められるのは

大幅賃上げで
安心して働ける
社会の実現



異次元の金融緩和による株価上昇と円安は、一部の大企業に莫大な利益をもたらしました。その利益の多くは内部留保の蓄積と海外事業への投資に使われ、労働者の雇用や賃金には回っていません。一方で、企業の休廃業や解散件数は過去最多となるなど、企業間格差を拡大させています。

そして、物価上昇と低水準の賃上げ、非正規雇用の増大などにより実質賃金は、2010年平均を100とすると2015年は82.7まで低下しています。さらには、増税や社会保障費の負担感が増大するなど、国民には将来不安が広がり、消費は低迷しています。

また、安倍政権は、財界の求めに応じて、裁量労働制の拡大、高度プロフェッショナル制度や解雇の金銭解決制度の早期導入を狙うなど、さらに財界・大企業が「儲け」やすい環境づくりをすすめています。

大企業は
莫大な利益を
計上

儲ける
大企業

内部留保は
377兆円にも

財界は
「脱労働時間」の
働き方改革を要望

私たち全国金融労働組合共闘会議は、日本経済の健全な発展に資する金融と金融労働者の人権と雇用を守ります

加盟組合

全日本損害保険労働組合	全国金融労働組合連合会
全国証券労働組合協議会	全国信用保証協会労働組合連合会
外国銀行従業員組合連合会	全国農業協同組合労働組合連合会

2017年4月

全国金融労働組合共闘会議

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-9
レフラスック平河町ビル401
Tel・Fax 03-3239-0170



信金業界が 公益通報者の解雇を許していいのか

福井信金公益通報者懲戒解雇撤回争議

最高裁が不正ただす道閉ざす

福井信金（旧武生信金）は、経営者による大口の不正融資*を公益通報しようとした組合役員2名に対し、2013年12月17日、懲戒解雇を強行しました。

解雇された2名は、解雇の無効と地位確認を求めて裁判に訴えましたが、一審・二審とも、原告の請求を棄却するという不当判決が出され、最高裁でも上告が棄却されるという不当な判断が示されました。

経営トップによる大口の不正融資は、金融機関にとって、また金融行政においても最も重視されるべき公益通報事案であり、監督官庁の金融庁自らが認めている「武生信金でのコンプライアンス通報制度の機能喪失」の状況下で、不正融資をただすため労働者に残された手段は、警察・北陸財務局などへの公益通報以外にありませんでした。

*旧武生信金における大口の不正融資とは…

旧武生信金が福井県越前市内にある年商約1億円の酒造会社に、年0.1%という低利で約15億円を融資し、約14億円が回収不能となったもの。その後交代した経営陣も不正融資を認め、当時の理事長に損害賠償請求裁判を起こしている。

福井銀行出身の歴代理事長が 独裁・恐怖支配

武生信金では長きにわたり、福井銀行出身の平山氏が理事長に座り、地元誌に不正融資疑惑が報道されて以降に交代した坂井理事長も、福井銀行時代には平山氏の部下として働いた人物でした。

昇給や賞与時に、全職員に対し「すべて理事長のおかげです」とあがめたてまつる作文を毎回書かせ、内容が薄いと再提出させるなど、理事長のワンマン経営が続き、とてもモノを言えるような職場状況ではありませんでした。

また、上司の不正を内部通報したら、通報者自身も処分されるということもありました。

不正融資に関与した元理事長らの経営責任を問う別件の裁判では、当時の理事長から不正融資の稟議書作成を指示された審査部長や営業部長らが法廷で、こんな融資をやめる

べきだとわかっていても「とても言える状況ではなかった」などと、理事長の独裁・恐怖支配の実態を証言しています。

一審・二審の判決の中で、役員の内社メールのアクセス行為が公益通報目的でないとする理由の一つとして、懲罰委員会での経営側の事情聴取で、「興味本位で行った」と答えていることをあげています。さらに「仮に公益通報目的があったとすれば、その旨堂々と伝えればよい」とも言っています。

しかし、信金の役職員を見下し、アゴでコキ使うような「恐怖支配」の職場のもとで、「興味本位」と答える以外に道はなく、公益通報のため勇気を持って情報収集を行った2人の労働者への懲戒解雇を有効と判断するのは、労働者の置かれている立場や職場実態を全く無視したものです。

信金業界の責任で解雇争議の解決を

本件公益通報の結果の妥当性から考えても、2人の行為によって信金側は何ら「損害」を受けていないばかりか、このまま不正融資を隠蔽していれば信金自体が経営破たんし、利用者・労働者をはじめ地域経済に深刻な影響を与え、金融不安の事態さえ招きかねなかったところを、福井信金との合併という形で、そのような最悪の事態を未然に防いだ「大手柄」と言うべきです。

内部通報者の保護を強化しようとしている情勢の中で、この裁判では、企業の不正を通報・告発する道を閉ざしてしまうのか否かが鋭く問われていただけに、今回の最高裁の決定は、大企業優先の今の日本の「あり方」をますます加速させ、勇気をもって立ち上がった労働者の人生そのものまで否定する暴挙と言わざるを得ません。

2名の解雇争議について、裁判の結果に関わらず、私たちは話し合いでの解決を求めるものであり、信金業界が責任を持ってこの解雇争議を解決することが、不祥事件の防止、コンプライアンス・法令等遵守体制を守ることにつながるものと考えています。

一刻も早く、公益通報者2名の解雇を撤回させ職場へ戻すことが、信金業界全体の問題として求められています。